東京都立蔵前工科高等学校　同窓会会則

第 1 章　総 則

第1条　本会は東京都立蔵前工科高等学校同窓会と称す。

第2条　本会は浅草工業専修学校、蔵前工業学校、蔵前工業高等学校、蔵前工科高等学校の卒業生を正会員とし、母校教職員及び旧職員を賛助会員とする。

第3条　本会の事務所は東京都立蔵前工科高等学校内（東京都台東区蔵前一丁目3番57号）に置く。

第 2 章　目的及び事業

第4条　本会は会員相互の親睦を図り、併せて母校の伝統を守り、その発展に寄与することを目的とする。

第5条　本会は前条の目的を遂行する為に、次の事業を行う。

(1)　会員名簿の管理に関すること
(2)　会報の刊行に関すること
(3)　母校への後援に関すること
(4)　企画及び事業の実施に関すること
(5)　同窓会基金の運営に関すること
(6)　表彰、慶弔に関すること
(7)　その他本会の目的達成に関すること

第 3 章　役 員

第6条　本会に次の役職員を置く。

（役員）

(1)　会　長	1名
(2)　副会長	4名以上8名以内
(3)　基金理事長	1名
(4)　常任幹事	若干名
(5)　会　計	2名
(6)　会計監査	2名

（顧問）

(1)　顧　問	若干名

（委員）

(1)　常任委員	30名程度
(2)　委　員	各級若干名
(3)　校内委員	若干名

第7条　役職員の選出方法

1　会長は役員会の推薦により、常任委員会に於いて承認を得、総会にて報告する。
2　副会長は役員会に於いて各科より1名以上を推薦し、常任委員会に於いて承認を得、総会で報告する。
3　基金理事長は役員会の推薦により、常任委員会に於いて承認を得、総会で報告する。
4　常任幹事は役員会に於いて常任委員より互選する。
5　会計、会計監査は役員会に於いて常任委員より互選する。
6　顧問は会長が必要と認めた正会員並びに賛助会員より之を委嘱する。
7　常任委員は正会員より各科で按分選出し、会長が委嘱する。
8　委員は卒業時に正会員より選出する。
9　校内委員は母校現職教職員から互選する。

第8条　役職員の任期および職務

（任期）

1　顧問・役員・委員の任期は2ヵ年とし、総会から次回総会までとする。但し、再任は妨げない。
2　常任委員会承認が必要な役員に欠員又は変更が生じた場合は、役員会に諮り補充又は変更することが出来る。
3　なお、直近に常任委員会が開催できないときは、役員会に諮り補充又は変更することができる。
4　補充又は変更された役員の任期は前任者の残期間とする。
5　委員は変更が生じたときには速やかに役員会に報告する。
6　役員はこの会の役員としてふさわしくない行為があった場合には、その任期中であっても役員会の議決によりこれを解任することが出来る。

（職務）
1　会長は、本会を代表しその会務を総括する。
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長より代表を決め会長の代行をする。
3　常任幹事は、役員会に出席し、会務に参画し会の運営に当たる。
4　会計は、会の経理を行う。
5　会計監査は、会計を監査する。
6　顧問は、会長の諮問に応ずる。
7　常任委員は、常任委員会に出席し、会務に参画し、会の運営に当たる。
8　委員は、各級内の取り纏めを行い、会の運営に協力する。
9　校内委員は、本会の目的を遂行する為に、会務に協力する。

第 4 章　会 議

第9条　会議は総会、常任委員会、役員会とする。

第10条　会議は会長が召集し、会長が指名した者が議長となる。
2　会議は出席会員をもって成立し、その議決は議決権を有する出席者の過半数を要するものとする。可否同数のときは、議長が決定する。
3　但し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

第11条　総会
2　定期総会は原則隔年開催する。
3　また、会長が必要と認めた時には臨時総会を開催することが出来る。
4　総会において次の事項を行う。
(1)　常任委員会において議決された事項の報告
(2)　会則の改訂の報告
(3)　その他常任委員会、役員会において重大な事項とされたものの報告

第12条　常任委員会
2　常任委員会は、原則として毎年1回開催する。
3　また、会長が必要と認めた時は臨時常任委員会を開催することが出来る。
4　常任委員会は常任委員をもって組織する、本会の議決機関とする。
5　会議は役員現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。
6　常任委員会では、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が著名捺印のうえ、これを保存する。
7　常任委員会は次の事項を議決する。
(1)　会計監査報告
(2)　予算・決算
(3)　事業計画と報告
(4)　基金会計監査報告
(5)　同窓会基金収支報告
(6)　会長・副会長・基金理事長の選出
(7)　会則の改訂案
(8)　その他この会の目的達成に必要な事項

第13条　役員会
2　役員会は、原則として毎月1回開催する。
3　役員会は第6条(1)から(5)の役員でもって組織する、本会の執行機関とする。
4　会議は役員現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。
5　会議には役員のほか必要に応じて委員も出席して意見を述べることができるが、議決権はないものとする。
6　役員会は次の事項を行う。
(1)　常任委員会の議決に基づく会務の企画・運営および執行の審議
(2)　常任委員会提出案件の審議
(3)　同窓会基金取崩し要求に関する審議
(4)　緊急事項の審議代決
(5)　その他必要と認めた事項

第 5 章　会 計

第14条　一般会計

2　会の経費は、同窓会入会金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

3　会費は、卒業時に正会員より入会金として8，000円を納入するものとする。

4　なお、卒業生からの徴収・とりまとめ等の事務については、慣例により、これを母校に委託する。

5　本会の事業に臨時の費用が必要な場合は、役員会において議決し、会員に対してその費用を徴収することができる。

第15条　会計監査は、毎年度の会計について監査し、決算報告を行う常任委員会において、監査報告を行わなければならない。

第16条　会計年度は、毎年4月１日から翌年3月31日までとする。

第 6 章　同窓会基金

第17条　母校の発展に寄与すべく「東京都立蔵前工科高等学校同窓会基金」（以下、基金という）を設ける。

第18条　基金は同窓会並びに賛同する個人、団体からの寄付金、協賛金等により積立る。

第19条　基金理事長は基金の属する現金を金融機関への現金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第20条　基金の取り崩しは基金役員会の議決を得なければならない。

第21条　ただし、基金の解散及び基本財産の目的変更は常任委員会の承認を得なければならない。

第22条　同窓会基金の運営管理に必要な事項は「同窓会基金規則」に定める。

第 7 章　そ の 他

第23条　会員が住所・氏名・勤務先等に移動が生じたときは直ちに本会事務所に通知をするものとする。

第24条　賛助会員は会の運営に協力する。

第25条　本会の会則は、常任委員会の過半数の同意により改正することができる。

本会則の制定日：昭和31年6月17日
改定日：昭和46年5月、昭和53年7月2日、昭和58年7月2日、昭和63年7月9日
平成4年10月２日、平成9年7月18日、平成19年 7月20日、平成26年6月20日
2018/6/22、2018.10.4誤字修正、2023.4.1校名変更